

## 前橋市空家等管理活用支援法人を募集します

令和５年１２月に改正法が施行された空家等対策の推進に関する特別措置法により、「空家等管理活用支援法人制度」が創設されました。

本市では空き家等対策を一層推進するため、「前橋市空家等管理活用支援法人指定事務取扱要綱」を制定し、支援法人の募集・指定を行います。

### １ 概要

支援法人制度は、市町村が民間法人を指定し、公的立場のもとで空き家等対策に参画していただく制度です。

支援法人は、空き家等に関する相談対応や利活用支援等を担い、市と連携して空き家等対策を推進するものです。

### ２ 指定による効果

- ・ 空き家等に関する相談のワンストップ化による伴走型支援の実現及び適切なマッチング
- ・ 市場に流通しにくい空き家の掘り起こし及び利活用の促進
- ・ 市は危険空家等への指導・是正など行政が担うべき事務に重点的に取り組む

### ３ 指定法人数・指定期間

指定法人数：５法人程度

指定期間：指定日から令和１２年３月３１日まで

### ４ 今後の予定

法人の募集は

７月２１日（火）から１０月２０日（火）まで

※申請多数の場合は、募集を停止する場合があります。

９月頃 第一弾指定法人による制度運用開始予定

※第一弾指定以降の応募についても、審査の上、順次指定予定

担 当 建築住宅課住宅政策係

担当者 中里・吉澤

電 話 027-898-6081（内線：3832）